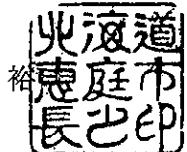


恵庭市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年4月12日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第17号

### 恵庭市税条例の一部を改正する条例

恵庭市税条例（昭和51年条例第8号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第1条～第24条 (略)</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の2 所得割の納稅義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納稅義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p>	<p>第1条～第24条 (略)</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の2 所得割の納稅義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金_____を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納稅義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p>

現行	改正案
(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの ア～ク (略) ケ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭	(1) 次に掲げる寄附金_____のうち、別表第1に掲げるもの ア～ク (略) ケ 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金
コ (略)	コ (略)
(2) (略)	(2) (略)
2 (略)	2 (略)
第25条～第46条 (略)	第25条～第46条 (略)
(市民税の減免)	(市民税の減免)
第47条 (略)	第47条 (略)
2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。	2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
第48条～第62条 (略)	第48条～第62条 (略)
第63条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産について	第63条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産について

現行	改正案
<p>は第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を<u>当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 64 条第 4 項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 31 条の公的医療機関の開設者、令第 49 条の 10 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 1 項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>は第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を、<u>当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 152 条第 5 項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 31 条の公的医療機関の開設者、令第 49 条の 10 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 1 項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>
第 64 条～第 78 条 (略)	第 64 条～第 78 条 (略)
(固定資産税の減免)	(固定資産税の減免)
第 79 条 (略)	第 79 条 (略)
2 前項の規定によって固定資産税の減免を受け	2 前項の規定により 固定資産税の減免を受け

現行	改正案
<p>ようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする<u>理由</u>を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>	<p>ようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする<u>事由</u>を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 第1項の規定により 固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には 直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>
<p>第80条～第138条の2 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第138条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>	<p>第80条～第138条の2 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第138条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定により 特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 第1項の規定により 特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>
<p>第139条～第149条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第3条 (略)</p>	<p>第139条～第149条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第3条 (略)</p>

現行	改正案
<p>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p> <p><u>第3条の2 当分の間、租税特別措置法第40条</u></p> <p><u>第3項後段(同条第6項から第10項まで及び</u></p> <p><u>第11項(同条第12項において準用する場合を</u></p> <p><u>含む。以下この条において同じ。)の規定により</u></p> <p><u>みなして適用する場合を含む。)の規定の適用</u></p> <p><u>を受けた同法第40条第3項に規定する公益法</u></p> <p><u>人等(同条第6項から第11項までの規定によ</u></p> <p><u>り特定贈与等に係る公益法人等とみなされる</u></p> <p><u>法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又</u></p> <p><u>は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条</u></p> <p><u>の2の3で定めるところにより、これに同項</u></p> <p><u>に規定する財産(同法第40条第6項から第11</u></p> <p><u>項までの規定により特定贈与等に係る財産と</u></p> <p><u>みなされる資産を含む。)に係る山林所得の金</u></p> <p><u>額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市</u></p> <p><u>民税の所得割を課する。</u></p>	<p><u>第3条の2 削除</u></p>
<p>第3条の3 (略)</p>	<p>第3条の3 (略)</p> <p><u>(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額</u></p> <p><u>等の特例)</u></p> <p><u>第3条の4 所得割の納税義務者の選択により、</u></p> <p><u>法附則第4条の4第4項に規定する特例損失</u></p> <p><u>金額(以下この項において「特例損失金額」とい</u></p> <p><u>う。)がある場合には、特例損失金額(同条第4</u></p> <p><u>項に規定する災害関連支出がある場合には、第</u></p> <p><u>3項に規定する申告書の提出の日の前日までに</u></p> <p><u>支出したものに限る。以下この項及び次項にお</u></p> <p><u>いて「損失対象金額」という。)について、令和</u></p> <p><u>5年において生じた法第314条の2第1項第1</u></p> <p><u>号に規定する損失の金額として、この条例の規</u></p> <p><u>定を適用することができる。この場合におい</u></p> <p><u>て、第20条の規定により控除された金額に係</u></p> <p><u>る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以</u></p> <p><u>後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の</u></p> <p><u>末日の属する年度の翌年度分の市民税に係る</u></p> <p><u>この条例の規定の適用については、当該損失対</u></p>

現行	改正案
<p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第4条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>	<p><u>象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p>2 <u>前項前段の場合において、第20条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、令和6年度分の第28条第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。</u></p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第4条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>

現行	改正案
第 5 条～第 5 条の 4 (略)	<p>第 5 条～第 5 条の 4 (略)</p> <p>(令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除)</p> <p><u>第 5 条の 5 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 1,805 万円以下である所得割の納稅義務者(次条及び附則第 5 条の 7 において「特別税額控除対象納稅義務者」という。)の第 21 条、第 24 条から第 25 条の 2 まで、附則第 3 条の 3 第 2 項、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項、前条及び附則第 7 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第 24 条の 2 第 2 項、第 44 条の 5 第 1 項及び前条の規定の適用については、第 24 条の 2 第 2 項及び前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項及び第 5 条の 8 第 6 項」と、第 44 条の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「附則第 5 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第 5 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。</u></p> <p>(令和 6 年度分の個人の市民税の納稅通知書に関する特例)</p> <p><u>第 5 条の 6 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納稅通知書に記載すべき各納期の納付額については、第 34 条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>特別税額控除対象納稅義務者の特別税額控除前の普通徵収に係る個人の市民税</u></p>

現行	改正案
	<p><u>の額(前条第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の道民税の額(法附則第 5 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の道民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を 4 で除して得た金額(当該金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に 3 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第 1 期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 33 条第 1 項に規定する第 1 期の納期(以下この項、次項及び次条第 1 項において「第 1 期納期」という。)においてはその者の第 1 期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。</u></p> <p>(2) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額以上であり、かつ、</u></p>

現行	改正案
	<p><u>その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第33条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第33条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。</u></p> <p>(3) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。</u></p> <p>(4) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係</u></p>

現行	改正案
	<p>る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。</p> <p>2 令和 6 年度分の個人の市民税(第 1 期納期から第 44 条第 1 項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(令和 6 年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)</p> <p>第 5 条の 7 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、第 44 条の 2 第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第 3 項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第 2 項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第 5 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される第 44 条の 2 第 1 項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第 5 号において同じ。)の合算額(以下この号及び第 5 号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下の号及び第 3 項第 1 号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第 3 項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前</p>

現行	改正案
	<p><u>の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第44条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額を算出する。この場合、当該分割金額が100円未満の場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額とする。</u></p>

現行	改正案
	<p>額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(2) 特別税額控除対象納稅義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(3) 特別税額控除対象納稅義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税</p>

現行	改正案
	<p><u>額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p>(4) <u>特別税額控除対象納稅義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 10 月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徵収対象税額及び特別徵収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期並びに当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間における税額はないものとし、同年 12 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間においてはその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p>(5) <u>特別税額控除対象納稅義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徵収対象税額及び特別徵収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期並びに当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間における税額はないものとし、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。</u></p>
	<p>2 前項の規定の適用がある場合における第 44</p>

現行	改正案
	<p>条の 4 の規定の適用については、同条第 2 項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第 5 条の 7 第 1 項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</p> <p>3 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第 1 項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 特別税額控除対象納稅義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第 44 条の 5 第 1 項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を 3 で除して得た金額(当該金額に 100 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に 2 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10 月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の 10 月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(2) 特別税額控除対象納稅義務者の年金所</p>

現行	改正案
	<p><u>得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の 10 月分金額以上であり、かつ、その者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間における税額はないものとし、同年 12 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間においてはその者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p>
	<p>(3) <u>特別税額控除対象納稅義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間における税額はないものとし、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の第 44 条の 5 第 2 項の規定により読み替えられた第 44 条の 2 第 1 項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。</u></p>
	<p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における第 44 条の 4 の規定の適用については、同条第 2 項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第 5 条の 7 第 3 項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</u></p>
	<p>5 <u>令和 6 年度分の個人の市民税につき第 44 条の 6 第 1 項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。</u></p>

現行	改正案
<p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第18条から第21条まで、第24条から第25条まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第1項及び<u>前条</u>の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第25条の2第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第6条第2項」とする</p> <p>_____。</p>	<p>(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)</p> <p><u>第5条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第21条、第24条から第25条の2まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の3の2第1項、附則第5条の4及び附則第7条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第18条から第21条まで、第24条から第25条まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第1項及び<u>附則第5条の4</u>の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第25条の2第1項、附則第5条の5第1項及び<u>前条</u>の規定の適用については、<u>第25条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6条第2項」と、附則第5条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第6条第2項及び」と、前条中「附則第5条の4及び」とあるのは、「附則第5条の4、次条第2項及び」とする。</u></p>

現行	改正案
第7条～第8条 (略)	第7条～第8条 (略)
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第8条の2 (略)	第8条の2 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	<u>3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。</u>
4 (略)	4 (略)
5 (略)	5 (略)
6 (略)	6 (略)
7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(7) (略)	7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(7) (略)
8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附	9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附

現行	改正案
<p><u>則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>9 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 10 項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>10 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>11 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 16 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>12 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 17 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条</u></p>	<p><u>則第 7 条第 10 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>10 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>11 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 12 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>12 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 17 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>13 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 18 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条</u></p>

現行	改正案
<p>第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 施行規則附則第 7 条第 17 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p>	<p>第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 施行規則附則第 7 条第 18 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p>
第 9 条 (略)	第 9 条 (略)
<p><u>(令和 4 年度又は令和 5 年度における土地の価格の特例)</u></p> <p>第 9 条の 2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 68 条の規定にかかわらず、<u>令和 4 年度分又は令和 5 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。)</u>で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する<u>令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地</u>であって、<u>令和 5 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに</u>対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 68 条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>	<p><u>(令和 7 年度又は令和 8 年度における土地の価格の特例)</u></p> <p>第 9 条の 2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 68 条の規定にかかわらず、<u>令和 7 年度分又は令和 8 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。)</u>で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する<u>令和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適用土地</u>であって、<u>令和 8 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに</u>対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 68 条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>
第 10 条 (略)	第 10 条 (略)

現行	改正案
(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 (略) 2~6 (略)	(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 (略) 2~6 (略)
7 法附則第 15 条第 25 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。	7 <u>法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7 分の 6 とする。</u>
8 法附則第 15 条第 25 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。	8 法附則第 15 条第 25 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。
9 法附則第 15 条第 25 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。	9 法附則第 15 条第 25 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。
10 法附則第 15 条第 25 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	10 法附則第 15 条第 25 項第 3 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。
11 法附則第 15 条第 25 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	11 法附則第 15 条第 25 項第 4 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
12 法附則第 15 条第 25 項第 3 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	12 法附則第 15 条第 25 項第 4 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
13 (略)	13 法附則第 15 条第 25 項第 4 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
14 法附則第 15 条第 32 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	14 (略)
15 法附則第 15 条第 33 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。	15 法附則第 15 条第 32 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
16 法附則第 15 条第 42 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。	16 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
17 法附則第 15 条第 43 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。	17 法附則第 15 条第 41 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。
18 (略)	18 法附則第 15 条第 42 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。
	19 (略)

現行	改正案
19 (略)	20 (略)
第 10 条の 3～第 14 条の 2 (略)  (特別土地保有税の課税の特例) 第 15 条 附則第 10 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等(附則第 9 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する <u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分</u> の特別土地保有税については、第 136 条第 1 号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 10 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から <u>令和 6 年 3 月 31 日</u> までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 136 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。	第 10 条の 3～第 14 条の 2 (略)  (特別土地保有税の課税の特例) 第 15 条 附則第 10 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等(附則第 9 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する <u>令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分</u> の特別土地保有税については、第 136 条第 1 号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 10 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から <u>令和 9 年 3 月 31 日</u> までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 136 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。
3～5 (略)	3～5 (略)
第 15 条の 2～第 17 条 (略)  (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)	第 15 条の 2～第 17 条 (略)  (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

現行	改正案
<p>第 18 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>第 18 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第 5 条の 5 及び附則第 5 条の 8 の規定の適用については、附則第 5 条の 5 第 1 項及び附則第 5 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p>
<p>第 19 条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) (略)</p>	<p>第 19 条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第 5 条の 5 及び附則第 5 条の 8 の規定の適用については、附則第 5 条の 5 第 1 項及び附則第 5 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>
<p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p>第 20 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) (略)</p>	<p>第 20 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第 5 条の 5 及び附則第 5 条の 8 の規定の適用については、附則第 5 条の 5 第 1 項及び附則第 5 条の 8 中「所得割の額」とある</u></p>

現行	改正案
第 20 条の 2・第 20 条の 3 (略)  (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第 21 条 (略) 2~4 (略) 5 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) (略)  (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)	<u>のは「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 第 20 条の 2・第 20 条の 3 (略)  (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第 21 条 (略) 2~4 (略) 5 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) (略) <u>(5) 附則第 5 条の 5 及び附則第 5 条の 8 の規定の適用については、附則第 5 条の 5 第 1 項及び附則第 5 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 21 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>  (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)
第 22 条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) (略)	第 22 条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) (略) <u>(5) 附則第 5 条の 5 及び附則第 5 条の 8 の規定の適用については、附則第 5 条の 5 第 1 項及び附則第 5 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 22 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>
第 22 条の 2 (略)  (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)	第 22 条の 2 (略)  (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)
第 23 条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定め	第 23 条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定め

現行	改正案
<p>るところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 23 条の 2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>るところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>附則第 5 条の 5 及び附則第 5 条の 8 の規定の適用については、附則第 5 条の 5 第 1 項及び附則第 5 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 23 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 23 条の 2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>附則第 5 条の 5 及び附則第 5 条の 8 の規定の適用については、附則第 5 条の 5 第 1 項及び附則第 5 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 23 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>
<p>3・4 (略)</p> <p>5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 23 条の 3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>附則第 5 条の 5 及び附則第 5 条の 8 の規定の適用については、附則第 5 条の 5 第 1 項及び附則第 5 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 23 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 23 条の 3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

現行	改正案																
3・4 (略)	(5) <u>附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>																
5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) (略)	3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) (略)																
6 (略)	(5) <u>附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第23条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>																
第24条～第27条 (略)	6 (略) 第24条～第27条 (略)																
別表第1(第24条の2関係)	別表第1(第24条の2関係)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>寄附金の区分</th> <th>控除対象寄附金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>第24条の2第1項 第1号ヶに掲げる <u>金錢</u></td> <td>公益信託のうちその収益 が市内の公益事業に支 給、助成又は貸与される ものの信託財産とするた めに支出した<u>金錢</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	寄附金の区分	控除対象寄附金	(略)		第24条の2第1項 第1号ヶに掲げる <u>金錢</u>	公益信託のうちその収益 が市内の公益事業に支 給、助成又は貸与される ものの信託財産とするた めに支出した <u>金錢</u>	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>寄附金の区分</th> <th>控除対象寄附金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>第24条の2第1項 第1号ヶに掲げる <u>寄附金</u></td> <td>公益信託のうちその収益 が市内の公益事業に支 給、助成又は貸与される ものの信託財産とするた めに支出した<u>寄附金</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	寄附金の区分	控除対象寄附金	(略)		第24条の2第1項 第1号ヶに掲げる <u>寄附金</u>	公益信託のうちその収益 が市内の公益事業に支 給、助成又は貸与される ものの信託財産とするた めに支出した <u>寄附金</u>	(略)	
寄附金の区分	控除対象寄附金																
(略)																	
第24条の2第1項 第1号ヶに掲げる <u>金錢</u>	公益信託のうちその収益 が市内の公益事業に支 給、助成又は貸与される ものの信託財産とするた めに支出した <u>金錢</u>																
(略)																	
寄附金の区分	控除対象寄附金																
(略)																	
第24条の2第1項 第1号ヶに掲げる <u>寄附金</u>	公益信託のうちその収益 が市内の公益事業に支 給、助成又は貸与される ものの信託財産とするた めに支出した <u>寄附金</u>																
(略)																	
別表第2～別表第6 (略)	別表第2～別表第6 (略)																

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第24条の2第1項の改正、附則第3条の2の改正及び別表第1第24条の2第

1項第1号ケに掲げる金銭の項の改正並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(2) 第63条の改正 令和7年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第1号に掲げる規定による改正後の恵庭市税条例第24条の2第1項（第1号ケに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第1号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の恵庭市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第2項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。